

加西市地域女性活躍助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主に女性により自主的に組織された団体（以下「女性団体」という。）が加西市内において行う各種の地域活動に対し、女性活躍及び男女共同参画を支援し、女性の視点が反映された多様な地域づくりと男女共同参画社会の実現を推進するため、予算の範囲内において市長が交付する加西市地域女性活躍助成金（以下、「助成金」という。）について、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象活動)

第2条 助成の対象となる活動は、主に市域を対象とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域における男女共同参画の推進に関する事業
- (2) 地域における意思決定の場への女性参画の推進に関する事業
- (3) 地域住民の交流促進に関する事業
- (4) 地域住民の子育て・教育及び福祉に関する事業
- (5) その他、地域の活性化及又は課題解決のため市長が認める活動

(助成対象団体の要件)

第3条 助成金の交付対象となる女性団体（以下、「助成対象団体」という。）は、以下の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 団体の主たる構成員が女性で構成されていること。
- (2) 主に市内で活動が行われていること。
- (3) 5人以上で構成されていること。構成員のうち概ね2/3以上が加西市民であること。
- (4) 団体規約を定めていること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 団体及び団体の構成員が加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者でないこと。

(活動期間)

第4条 助成の対象となる活動の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の交付対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費は、第2条に掲げる活動に直接必要となる経費であり、次の名号に掲げるものとする。

- (1) 講師等の謝礼・旅費及び団体構成員の旅費
 - (2) 活動に必要な消耗品費及び広報に係るチラシ等の作成経費
 - (3) 会場使用料、仮設会場の光熱水費・燃料費、ボランティア保険料等の事務関係費
- (助成金の額)

第6条 助成金の額は、前条に定める助成金の必要対象経費の実支出額をし、助成金の交付上限額は15万円とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成対象団体は、当該活動の開始30日前までに加西市地域女性活躍助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 団体名簿及び役員名簿（任意様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、1団体につき年1回までとする。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、助成金の交付の決定を行い、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(活動の変更)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）は、当該助成活動について変更が生じた場合は、直ちに交付申請書に変更箇所を追記して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第10条 交付決定者は、当該助成活動終了後速やかに加西市地域女性活躍助成金活動実績報告書及び加西市地域女性活躍助成金請求書に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の請求を受けたときは、活動の執行が適正になされたことを確認し、おおむね30日以内に助成金を交付するものとする。

2 市長は、交付決定者の財政状況を勘案し、事業の実施前に助成金を交付することが相当と認めるときは、交付決定額の範囲内で事前に交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 助成の対象となる活動を中止したとき。
- (2) 法令、本要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、次に掲げる場合には、交付した補正金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 既にその額を超える補助金等が交付されている場合
- (2) 補助金の交付を受けた者が第2条以外の用途に使用した場合
- (3) 助成金の執行が不相当と認めた場合

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月15日から施行する。